

栃木県林業労働力確保改善計画認定要領

第1 目的

林業の担い手である林業労働力を確保するには、林業事業者（以下、「事業者」という。）の経営基盤の強化と雇用管理の改善を一体的に図る必要がある。

このため、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号、以下、「法」という。）に基づき、知事は、事業者等が作成した「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置（以下、「改善措置」という。）についての計画」を「林業労働力確保改善計画（以下、「改善計画」という。）」として申請を受け、当内容が適切と認められる時は、これを認定すると共に、当該認定を受けた事業者を「認定事業者」として位置づけ、重点的に支援措置を講ずることとする。

第2 認定を受けようとする事業者の要件

認定を受けようとする事業者は、別記1の認定基準等に規定する要件を満たす者とする。

但し、既に認定を受けたことのある事業者が、当該認定に係る改善計画期間を満了した後、再び認定を受けようとする場合は、原則として当該事業者の直前の改善計画が概ね達成されていると知事が認めた場合に限って認定申請ができるものとする。

第3 改善計画の作成

認定を受けようとする事業者は、知事が策定し公表した「林業労働力の確保の促進に関する基本計画（以下、「基本計画」という。）」の趣旨に基づき改善計画を作成する。

1 改善計画の記載事項

改善計画には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 改善措置の目標
- (2) 改善措置の内容
- (3) 改善措置の実施時期
- (4) 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(5) 栃木県林業労働力確保支援センター（以下、「支援センター」という。）に新規就業者の募集を委託しようとする場合にあっては、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容

2 改善計画の期間

改善計画の期間は4年超、かつ、5年を超えない期間とする。

3 改善計画の作成等に関する指導等

(1) 支援センターは、改善計画の作成に関する指導・相談に当たるものとする。

(2) 環境森林事務所及び矢板森林管理事務所は、改善計画の認定に関する指導・相談に当たるものとする。

第4 改善計画の認定申請

1 単独で改善計画を作成し、認定を受けようとする事業体は、認定申請書（別添様式1）に改善計画（別添様式2）及び所要の添付資料を添付し、知事に申請するものとする。

2 複数の事業体等で改善計画を作成し、認定を受けようとする事業体は、認定申請書（別添様式3）に改善計画（別添様式4及び別添様式2）及び所要の資料を添付し、知事に申請するものとする。

なお、複数の事業体等で作成する改善計画の種類は次のとおりとする。

ア 複数の事業体による共同改善計画

イ 単独の事業体と支援センターによる共同改善計画

ウ 複数の事業体と支援センターによる共同改善計画

3 認定申請書等は、認定を受けようとする事業体の事務所の所在する市町村長に提出することとし、当該申請書を受理した市町村長は、当該申請書に意見書（別添様式15）を添付して、当該市町村を管轄する環境森林事務所又は矢板森林管理事務所を経由し、環境森林部長宛て提出するものとする。

なお、複数の事業体等で作成した改善計画の認定申請にあっては、その代表となる事業体の事務所の所在する市町村長に提出することとし、当該申請書を受理した市町村長は、他に関係する市町村がある場合は、この市町村長の意見を求め、当該申請書に意見書（別添様式15）を添付して、当該市町村を管轄する環境森林事務所又は矢板森林管理事務所を経由し、環境森林部長宛て提出するものとする。

る。

4 申請書等の提出部数

申請書等の提出部数は、いずれの改善計画の場合も、申請書、改善計画及び所要の添付資料1通とこれらの写し各3通を提出するものとする。

5 申請期限

申請書等は、認定を受けようとする改善計画の開始日の1ヶ月前までに第4の3に規定する環境森林事務所又は矢板森林管理事務所に提出するものとする。

第5 改善計画の認定等について

1 改善計画の認定

知事は、第4の1及び2の申請があった場合において、その改善計画が基本計画に照らして適切であり、かつ、別記1の認定基準等を満たすものと認めるときは、認定する。

2 知事は、改善計画を認定したときは、認定を受けた事業者（以下、「認定事業者」という。）に対し、別添様式5により通知するとともに、当該認定に係る申請の経由機関及び関東森林管理局、栃木労働局、林業労働力確保支援センターとして指定した者、栃木県森林組合連合会、栃木県素材生産業協同組合及び栃木県木作業協同組合連合会に対し、別添様式6により通知するものとする。

第6 改善計画の変更等

1 第5の1の認定を受けたものは、当該認定に係る計画の内、次に掲げる事項について内容を変更しようとするときは、改善計画変更認定申請書（別添様式7）に変更する事項を記載し、第4の3及び4による申請により、知事の認定を受けることとする。

なお、その他の軽微な変更については、改善計画を変更しようとする事業者が、改善計画変更届出書（別添様式8）を第4の3に規定する市町村長に提出し、当該市町村長が第4の3に規定する環境森林事務所又は矢板森林管理事務所を経由して環境森林部長宛て提出し、環境森林部長がこれを受理したときは、これをもって変更の認定に代えることができるものとする。

ア 改善措置の目標を変更する場合

- イ 改善措置の項目を追加又は廃止する場合
- ウ 共同改善計画に参加する事業主の数が増加又は減少する場合
- エ 改善計画の実施期間を変更する場合
- オ 事業年度を超えて改善措置の実施時期を変更する場合
- カ 改善措置の実施に係る資金計画について、各内訳毎の設備投資額が概ね3割を超える場合

2 知事は、改善計画の変更の認定を行う場合は、第5の1及び2を準用する。

なお、この場合、申請者に対しては、改善計画変更認定通知書（申請者用）（別添様式9）により、当該申請に係る経由機関及び関東森林管理局ほかの関係機関に対しては、改善計画変更認定通知書（関係機関用）（別添様式10）によるものとする。

3 知事は、第5の1の認定を受けたものが、当該認定に係る計画に従って改善措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

なお、この場合、第5の2を準用し、取消を受けるものに対しては、改善計画認定取消通知書（事業主用）（別添様式11）により、当該認定の際に経由した機関及び関東森林管理局ほかの関係機関に対しては、改善計画認定取消通知書（関係機関用）（別添様式12）によるものとする。

第7 改善措置の実施状況等報告

- 1 認定事業体は、事業年度終了後3月を超えない日までに改善措置実施状況報告（別添様式13）を支援センターに提出するものとする。また、その写しを第4の3に規定する環境森林事務所又は矢板森林管理事務所に提出するものとする。
- 2 認定事業体は、認定を受けた改善計画の実施時期が終了したときは、遅滞なく、改善措置実施結果報告（別添様式14）を支援センターに提出するものとする。
- 3 支援センターは、改善措置実施状況報告及び改善措置実施結果報告を環境森林部長宛て報告するものとする。

第8 認定事業体台帳の整備

県、市町村、支援センターは、認定事業体に関する台帳を別添様式16により整備することとする。

第9 認定事業体に対する支援措置等

認定事業体に対する支援措置等は、別記2のとおりとする。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

ただし、第4の5については、令和5年5月3日以降に認定を受けようとする事業体から適用する。

附 則

この要領は、令和5年11月13日から施行する。